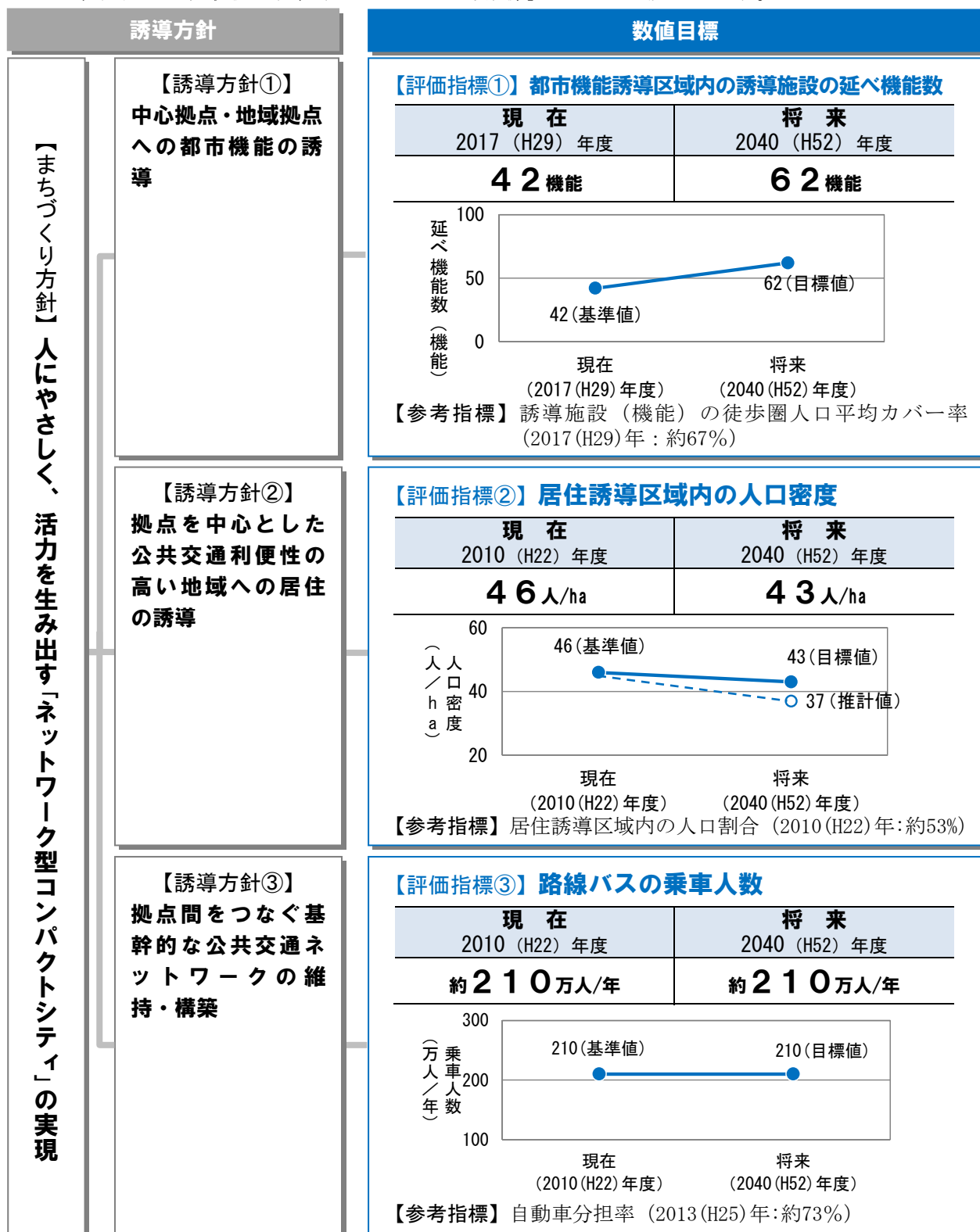


第7章 計画の推進

1 数値目標の設定

- 本計画は、「多治見市総合計画」の見直しに合わせ、概ね4年ごとに施策の効果を定量的に把握し、計画の改善・見直しを継続的に実施するため「立地適正化に向けた誘導方針」で定めた3つの誘導方針に対応して数値目標を設定します。
- また、計画の進捗状況を把握するための「参考指標」についても設定します。



【参考】数値目標の設定の考え方

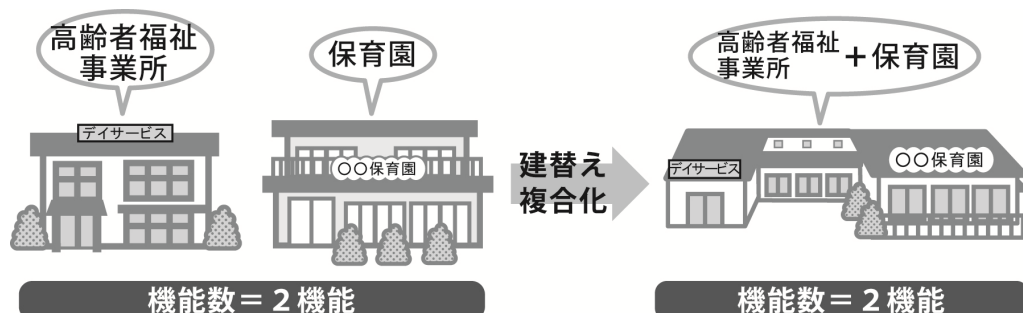
- ・ 前述の各評価指標について、数値目標の設定の考え方を以下に整理しました。

評価指標①：都市機能誘導区域内の誘導施設の延べ機能数

- 各拠点において、暮らしやすい地域づくりを目指し、都市機能誘導区域内に必要な生活サービス機能を維持・誘導するため、「都市機能誘導区域内の誘導施設の延べ機能数」を評価指標として設定します。
- 現在と目標年次（2040（平成52）年度）における誘導施設の機能数は下表のとおりです。（なお、地区別の誘導すべき誘導施設の内訳は次ページ参照）

■機能数の計上イメージ

- ・ 機能数は、複合施設の場合には複数の機能があるものとして計上します。
- ・ 例えば、高齢者福祉事業所と保育園を1つの施設に統合する場合、1施設ですが機能数は2機能として計上します。



機能数の計上イメージ

■都市機能誘導区域内の誘導施設の延べ機能数（単位：機能）

都市機能	現在 (基準年：2017（H29）年度)	将来 (2040（H52）年度)
行政機能	4	4
教育・文化機能	3	3
商業機能	6	7
金融機能	5	6
医療機能	4	7
福祉機能	1 0	2 3
子育て支援機能	1 0	1 2
合 計	4 2	6 2

■誘導施設の機能数内訳

- ・居住誘導区域内の現状の施設立地を考慮し、施設（機能）の「誘導・維持・充実」を判定しました。
- ・高齢者福祉事業所、高齢者向け住宅の考え方については、「高齢者保健福祉計画2018」との整合を図り、現在の事業所・施設数は維持した上で都市機能誘導区域内へ移転することを意味します。

誘導施設（機能）		行政		教育文化		商業	金融	医療	福祉						子育て支援			機能数（現在）	機能数（将来）	
		市役所	地区事務所	図書館	文化会館・美術館等	大規模小売店舗（※1）	食品スーパー	銀行・信用金庫・郵便局等	病院	診療所（内科・外科を含む）	福祉センター	保健センター	所系） 高齢者福祉事業所（訪問・通所系）	機能型住宅（介護） 高齢者福祉事業所（小規模多機能型居宅介護）	高齢者向け住宅（※2）	障がい者福祉事業所（※3）	子育て支援センター・ひろば			児童館・児童センター
上段：施設（機能）立地判定（凡例参照） 中段：誘導区域内の施設数 下段：都市機能誘導区域内の施設数																				
中心拠点	①多治見駅 周辺地区	○		○	○	○		○	○		○	○	◎	○	○	○	○	○	○	
		2		1	2	7		24	2		1	1	35	1	7	21	1	1	11	
		2		1	2	7		19	2		1	1	33	0	7	15	1	1	6	
地域拠点	②根本駅周辺 地区					○		◎		◎			◎	●	○	◎			○	
						1		2		2			1	0	(2)	1			1	
						1		2		2			1	0	0	1			1	
	③旭ヶ丘地区		○			○	◎	○	○				◎	●	○	◎		○	○	
			1			1	3	2	4				3	0	2	2		1	3	
			1			1	2	2	0				3	0	0	0		0	1	
	④脇之島地区		○			●	◎		●				◎		●	●		○	●	
			1			0	2		0				2		0	0		1	0	
			1			0	2		0				0		0	0		1	0	
	⑤滝呂台地区					○		●		◎			◎		○	◎			◎	
						1		0		2			1		2	1			1	
						1		0		0			0		0	0			1	
	⑥笠原地区		○		○	○	○	○		○			◎		●	◎	○	○	○	
			1		1	1	2	3		3			3		0	1	2	1	1	
			1		1	1	2	3		3			3		0	1	2	1	1	
都市機能誘導区域内の誘導施設の機能数 合計（※施設数の合計と異なります）																			42	62

※1) 大規模小売店舗：店舗面積1,000㎡以上で食品を扱う店舗

※2) 高齢者向け住宅：サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム

※3) 障がい者福祉事業所：障害福祉サービス事業所（訪問系）、障害福祉サービス事業所（日中活動）、障害児通所支援事業所

注釈）根本駅周辺地区の高齢者向け住宅の（2）は、連担する旭ヶ丘地区の2施設を共有することを意味する。

【凡例】 ■：その地区では誘導しない施設（機能） / ■：誘導を進める施設（機能）

【判定】 ●：現在、居住誘導区域内に立地していない施設（機能）を誘導

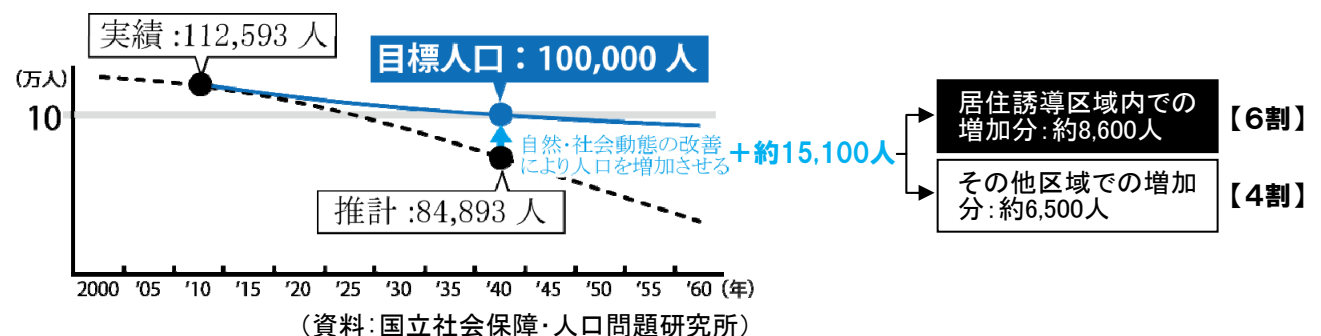
○：現在、居住誘導区域内に立地する施設（機能）を維持もしくは、区域外から都市機能誘導区域へ移転

◎：現在、施設（機能）は誘導区域内（都市機能誘導区域・居住誘導区域）に立地しているが、将来人口を加味すると不足するため、区域外から都市機能誘導区域へ誘導

評価指標②：居住誘導区域内の人口密度

- 本計画では、生活利便性を維持するため、将来の市街地における一定の人口密度の維持を1つの目的としていることから、「居住誘導区域内の人口密度」を評価指標として設定します。
- 2040（平成52）年度の将来推計人口は84,893人（国立社会保障・人口問題研究所）ですが、「第7次多治見市総合計画」及び、「多治見市総合戦略（第3次改訂版）」では、同年の目標人口を100,000人と設定しています。（推計に比べて約15,100人の上乗せ）
- 何も施策を講じない場合、居住誘導区域の人口密度は2040（平成52）年度で約37人/haになると推計されますが、2040（平成52）年度時点の上乗せ分である約15,100人のうち、約6割（半分以上）の8,600人を居住誘導区域内で増加させ、人口密度の低下を抑制することを目標とし、その実現に向けて都市機能や居住の誘導を図ります。
- 居住誘導区域ごとの人口密度の内訳は下表のとおりです。

■人口のイメージ



■居住誘導区域内の人口・人口密度の変化

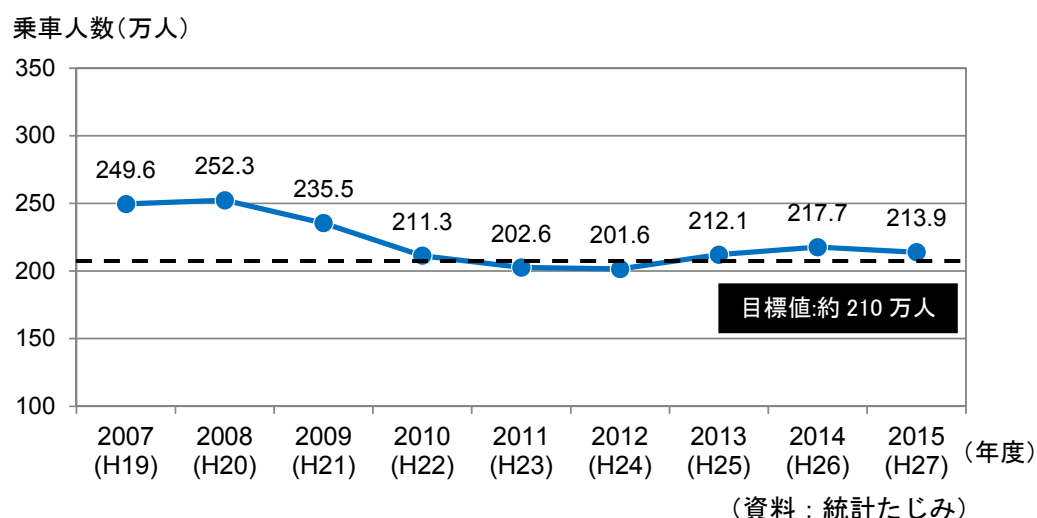
地区名	居住誘導 区域面積	【基準年】 現在 2010（H22）年	将来推計 2040（H52）年	目標値	増加人数 （目標値－将来人口）
①多治見駅周辺 地区	620.3ha	約24,500人 （約39人/ha）	約19,600人 （約32人/ha）	約24,900人 （約40人/ha）	+約5,300人
②根本駅周辺地区 ③旭ヶ丘地区	392.6ha	約20,000人 （約51人/ha）	約15,800人 （約40人/ha）	約17,700人 （約45人/ha）	+約1,900人
④脇之島地区	81.0ha	約6,500人 （約80人/ha）	約4,900人 （約60人/ha）	約5,300人 （約65人/ha）	+約400人
⑤滝呂台地区	107.0ha	約6,500人 （約61人/ha）	約5,400人 （約50人/ha）	約5,900人 （約55人/ha）	+約500人
⑥笠原地区	81.1ha	約1,800人 （約22人/ha）	約1,300人 （約16人/ha）	約1,800人 （約22人/ha）	+約500人
合 計	1,282.0ha	約59,300人 （約46人/ha）	約47,000人 （約37人/ha）	約55,600人 （約43人/ha）	+約8,600人

現在人口：平成22年国勢調査、将来推計人口：国立社会保障・人口問題研究所

評価指標③：路線バスの乗車人数

- 拠点間の公共交通ネットワークの維持・構築に向け、「多治見市地域公共交通網形成計画」の数値目標を踏まえ、本計画の評価指標として「基幹的なバス路線の乗車人数」を設定します。
- 「多治見市地域公共交通網形成計画」では、路線バスの乗車人数（平日）の維持を目標（2023（平成35）年度）としていることから、この考え方を踏まえて基幹的なバス路線の年間乗車人数を維持するものとして目標値を設定します。

■路線バスの市内における乗車人数の推移



■多治見市地域公共交通網形成計画における数値目標（参考）

評価指標	実績値	目標値	
	【基準年】 2013年度 (H25年度)	【中間年次】 2019年度 (H31年度)	【目標年次】 2023年度 (H35年度)
①路線バスの乗車人数（平日）	約6,300人/日	約6,300人/日	約6,300人/日
②コミュニティバス中心市街地線の乗車人数（平日）	約300人/日	約380人/日	約420人/日
③乗継券（※1）発行枚数	約5枚/日	約15枚/日	約25枚/日
④公共交通に対する満足度	－0.58pt	－0.23pt（※2）	－0.00pt（※2）

※1) 乗継券：多治見駅で路線バス（東鉄バス）から、ききょうバス中心市街地線へ乗り継ぐ場合に、路線バス乗務員が発行する100円分の券のことです。当該計画では、路線バスとコミュニティバスのネットワークの度合いを測る評価指標として設定しています。

※2) 前年度の「市民意識調査」に基づき検証

2 計画の進行管理

(1) 誘導施策一覧及び実施スケジュール

- ・各事業の実施スケジュールは以下のとおりです。詳細な実施スケジュールは「実行計画」を作成し、事業別に進捗管理を行います。(※担当課の正式名称は「資料編」の巻末を参照)

■誘導施策一覧及び実施スケジュール

【凡例】 : 調査・検討等 ——— : 事業実施

	施 策	具体的な取組み・事業	担当課 (略称※)	実施スケジュール (年度) ( : 評価年度)					
				2019 (H31)	2023 (H35)	2027 (H39)	2031 (H43)	2035 (H47)	2039 2040 (H51) (H52)
都市機能を維持・誘導するための施策 【都市機能誘導区域】	①中心市街地活性化	1-1 多治見駅南地区第一種市街地再開発事業	市街地						
		1-2 交通広場等の整備(都市再生整備計画事業)	市街地						
		1-3 たじみビジネスプランコンテスト事業	産観						
		1-4 空き店舗出店サポート事業	産観						
		1-5 民間参入のレンタサイクル事業の調査研究	産観						
	②公共施設の再編	2-1 公共施設の適正配置	公施/総務						
		2-2 市役所本庁舎の建替え	公施/総務						
	③ヒートアイランド対策	3-1 ミスト・緑化等による暑さ対策事業	環境						
	④届出制度の活用	4-1 届出制度の運用	都政						
		⑤今後検討が必要な施策	5-1 都市機能立地支援事業の活用	都政					
	5-2 都市再構築戦略事業の活用		都政						
	5-3 税制措置の活用		税務						
	5-4 誘導施設の立地助成		都政/税務						
5-5 高齢者福祉事業所等の適正配置	高福/子支/税務								
居住を誘導するための施策 【居住誘導区域】	①良好な居住環境の整備	1-1 空き家再生補助事業の拡充	都政						
		1-2 住宅用新エネルギーシステム設置補助事業の拡充	環境						
		1-3 市街地緑化補助事業の拡充	緑公						
	②良好・安心な住宅の供給	2-1 多治見駅南地区第一種市街地再開発事業	市街地						
		2-2 市営住宅の集約化・長寿命化	建住						
		2-3 サービス付き高齢者向け住宅の適正な配置	高福/都政/税務						
	③都市基盤の整備	3-1 都市計画道路の整備	都政/道河/市街地						
		3-2 歩行空間のバリアフリー整備	都政/道河						
		3-3 狭あい道路の解消	開指/道河						
		3-4 公園施設等の再整備・長寿命化・集約化	緑公						
	④居住地の安全対策	4-1 防災マップ(水害・土砂災害)の周知	企防						
		4-2 空き家の有効活用	都政						
	⑤暮らし続けられる地域づくり	5-1 地域包括ケアシステムの構築	高福						
		5-2 空き家等を活用した高齢者の集いの場の整備	高福/都政						
		5-3 子育て支援サービスの充実など移住・定住促進策の拡充	子支						
	⑥都市計画制度の活用	6-1 地区計画制度の運用	都政						
		6-2 区域区分・用途地域の見直し	都政						
	⑦届出制度の活用	7-1 届出制度の運用	都政						
		⑧今後検討が必要な施策	8-1 都市公園ストック再編事業等の活用	緑公					
	8-2 住宅取得・整備支援事業		都政/税務						
	8-3 集合住宅立地支援事業		都政/税務						
	8-4 まちづくり活動支援事業		くら人/高福						
公共交通の利便性向上のための施策	①拠点間をつなぐ移動手段の確保	1-1 路線バス平日昼間上限運賃低減制度の実施	都政						
		1-2 路線バスの利便性向上	都政						
	②拠点内の移動手段の確保	2-1 ききょうバス中心市街地線の運行	都政						
		2-2 地域内交通の導入	都政						
	③公共交通の利用環境の向上	3-1 主要バス停における交通結節点機能の強化	都政						
		3-2 バス待待合環境の向上	都政						
	④公共交通の利用促進	4-1 公共交通利用促進事業	都政						
		4-2 公共交通意識啓発事業	都政						
	⑤今後検討が必要な施策	5-1 「地域公共交通網形成計画」の見直し	都政						
	多治見市総合計画 計画期間				後期	8次 前期	後期	9次 前期	後期

(2) 評価スケジュール

- ・本計画の計画期間は2019（平成31）年度～2040（平成52）年度の概ね20年間としていることから、「多治見市総合計画」の策定時期を考慮し、評価指標を用いて概ね4年ごとの進捗状況を確認するとともに、PDCAサイクル（※）により必要に応じて誘導施策や計画内容の見直しを行います。
- ・評価・見直しについては、「多治見市総合計画」の策定時期を踏まえ、以下のようなスケジュールで実施します。

※PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善・見直し）のサイクルを回すことで計画の進行管理をする仕組みのこと。

■立地適正化計画の評価スケジュール

